



No. 319

令和5年12月1日

## トピックス ～ 令和5年分 年末調整のポイント ～

早いもので今年も残すところあと1ヶ月となり、年末調整の時期がやってきました。令和5年分年末調整の計算に当たって、昨年と比較して大きな改正事項はありませんが、改めて年末調整のポイントを確認していきたいと思います。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

### 留意点

#### ● 控除対象扶養親族の範囲

扶養親族のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)

<注> 19歳以上23歳未満は特定扶養親族に該当

(2) 非居住者である国外居住親族

① 年齢16歳以上30歳未満の人(平成6年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)

② 年齢70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

③ 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和29年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人)

のうち、次のいずれかに該当する人

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

ロ 障害者

ハ 所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

(注) 「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、

又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

尚、非居住者が、扶養控除の適用を受けるためには、①親族関係書類 及び

②送金関係書類 等が必要になります。

#### ● 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の要件のうち、令和4年以降は適用対象者の控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下から2,000万円以下へ変更になりました。尚、令和4年以降の住宅取得から控除率は1%→0.7%に変更されております。

### 誤りやすいポイント

#### ● 扶養親族の要件となる「生計を一にする」の判定

扶養親族の要件となっている「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

#### ● 扶養親族の判定

合計所得金額によって扶養親族や控除対象配偶者に該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税となる所得は含まれません。従って、遺族年金や障害年金は合計所得金額から除いて控除対象かどうかを判定することになります。

#### ● 扶養親族としている子供のアルバイト等の収入

控除対象扶養親族となるためには、控除対象者の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)でなければならないので、子供のアルバイト収入等がその金額を超えていないか正確に把握する必要がありますのでご注意ください。

カレンダーも残り1枚となりました。10、11月が残暑の延長線上で夏日もあつたりして、本格的な秋の深まりを実感しないまま、いつの間にか冬の季節を迎えています。

幸いにして、東海地区ではまずまずの陽気が続いておりますが、先週来から東北地方、北海道では真冬日（最高気温が零度以下）となり猛吹雪が続いているとの報道もあります。改めて、日本列島は南北に長いことを思い知らされました。時間的・財政的に余裕が出てくれば（多分、夢のまた夢でしょうが）冬は沖縄で過ごし、夏は北海道で過ごす、と言ったゆったりした暮らしができれば最高ですね。とはいえ、『住めば都』とも言いますし、実際にも名古屋地区は全体として穏やかな気候に包まれています。この地域は、何といても「天変地異」から縁遠く、地震・台風・豪雨等といった自然災害から守られています！「我が亡きあとに洪水は來たれ」といった身勝手な発想が許されるものではありませんが、本音としては、その通りで、少なくともあと10年くらいは穏やかに過ごせることを願うばかりです。

年末になりますと、恒例の「今年の重大ニュース」が発表されますが、暗い話題が多く、温もりが感じられる話題が少ないのが残念です。強いて上げるとしたら、スポーツの分野でしょうか。来年の夏に開催されるパリオリンピックに向けた、各分野での代表選考を兼ねた全日本あるいは世界大会が目白押しでした。サッカー、ラグビー、野球、バレーボール、バスケットボール等々、どの分野でも世代交代が着実に進んでおり、一世代前には現役選手として活躍していた人たちがコーチや解説者になっていました。往年の選手の活躍が見られず、小生としては、若手選手のレベルアップへの賛辞と共に一抹の寂しさを感じております。

さて、大谷翔平選手の移籍先と、契約金額の多寡も気になるところです。本人は金額で動くことはないでしょう（一説によれば1000億円が視野に入っているとか）が、ハーフでもない純然たる日本人として、アメリカの大リーグで堂々と活躍している様は誇らしく、かつ純粹に野球を楽しんでいる姿勢には敵味方なく共感を覚えていることでしょう。

一方、盛り上がり欠けているのが政治の世界です。超大型の補正予算を組んで、国民に寄り添う姿勢を示すとともに、「増税メガネ」を払拭して思い切った減税政策を提起している岸田政権ですが、国民・納税者の反応は‘いまいち’でした。1回限りで、実施が来年の6月というインパクトの弱さもあって、減税に対する評価が賛成よりも反対が多い、という常識では考えられない珍現象が世論調査の結果（支持率もかなりの低下）として表れております。

加えて、政務三役人事での粗雑さです。確かに9月の閣僚人事では女性を多く登用し、ジェンダー平等に応える姿勢を見せたものの、一転して、政務官・副大臣の選任では、派閥順送りの人事を優先して、「適材適所」の標榜に、？（疑問符）が指摘されておりました。

果たせるかな、連続して不祥事が露頭して、3人の政務官・副大臣の事実上の更迭が行われております。中でも、財務副大臣の不祥事です。税務の分野における副司令官ともいふべき枢要な責任者が、あろうことか、自身が経営する会社の固定資産税を滞納し（ここまででしたら、武士の情けで許されるかも？）差押え処分を受けていた事実が判明しました。しかも1度ではないのですから、「ついうっかり」という弁明は通用しませんので、確信犯と言われかねない代物です。現時点での滞納はないという甘い認識で、露頭直後の自発的な辞任が見られなかった点でも評価を下げるものでした。地元選出の国会議員であることに加え、税理士資格を持っていることに愕然とさせられます。幸か不幸か、面識が無くてほっとしております。

## 《和奏・遼真通信》

今年から始まった、愛知「県民の日学校ホリデー」により先週が4連休となった遼真は、これをチャンスとばかりに、教員であるパパも有給休暇を取って、東京ディズニーシーへ出かけてきたようです。ただ平日とは思えない程の混み具合で、3時間待ちのアトラクションにも並んで待ったとのこと。県立高校の和奏は学校のテスト期間に重なり同行できず、男同士!での2泊3日の旅行になりました。母親離れして、父親と息子の触れ合いを深める格好の機会になったようです。



(令和5年12月1日 所長 橋本)